

## 熊本県中山間地域サポート推進事業運用

中山間地域サポート推進事業の実施については、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成10年8月24日付10構改D第252号。以下「保全対策事業実施要綱」という。）及び同要領（平成25年6月20日付25農振第623号。以下「保全対策事業実施要領」という。）、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱（平成10年8月24日付10構改D第244号。以下「保全推進事業実施要綱」という。）及び同要領（平成25年6月20日付25農振第627号。以下「保全推進事業実施要領」という。）並びに熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。）（以下「補助金等交付要項」という。）に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

### （補助対象事業）

第1 補助金等交付要項第2条の規定により定められた別表「補助対象事業」の内容は、別表のとおりとする。

### （事業実施計画の承認申請等）

第2 本事業は、補助金等交付要項第3条ただし書きに定める知事が必要ないと認める補助事業とする。

### （補助金等の交付申請）

第3 補助金等交付要項第6条第2項第1号の添付書類の様式は、別添実施計画書とする。

### （補助金等の変更交付申請）

第4 補助金等交付要項第8条第1項の変更事由は、次のとおりとする。

- （1）事業主体の変更
- （2）事業費の30%を超える増減
- （3）その他、知事が必要と認める事項

2 前項に掲げる変更事由が生じた場合、補助金等交付要項第8条の規定に基づき事業変更計画書を速やかに知事に提出するものとする。

3 補助金等交付要項第8条第2項の「補助事業等ごとに別に定める様式」は別添実施計画書を準用する。

### （実績報告）

第5 補助金等交付要項第13条第2項第1号の事業実績書は別添実績書実績書とする。

(雑則)

第6 この運用に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年1月15日制定の「熊本県中山間ふるさと・水と土保全対策事業運用」及び、平成24年5月11日制定の「中山間ふるさと・水と土保全対策（子どもを対象とした農業体験交流支援事業）の運用について」は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。